

## 令和3年度 北陸農政局発注者綱紀保持委員会定例会議議事概要

- 1 開催日 令和4年3月2日（水）
- 2 場 所 北陸農政局 局長室、総務管理官室、第1・第2会議室等
- 3 出席者 別紙1「出席者名簿」のとおり
- 4 議 題
  - (1) 令和3年度 発注者綱紀保持対策等の実施結果について  
別紙2のとおり
  - (2) 令和4年度 北陸農政局発注者綱紀保持対策等の実施方針について  
別紙3のとおり
- 5 その他  
なし

別紙 1

出席者	委員長	局長	
	委員	企画調整室長	
		消費・安全部	消費生活課長
		生産部	生産振興課長
		経営・事業支援部	担い手育成課長
		農村振興部	農村計画課長
		統計部	調整課長
	幹事	総務管理官	
		総務課長	
		会計課長	
		事業経理官	
		設計課長	
	庶務	総務課	監査官
		総務課	監査官

## 令和3年度 発注者綱紀保持対策等の実施結果について

## (1) 職員に対する発注者綱紀保持講習等の開催状況

番号	会議名	開催日	受講対象者	参加人数(人)	周知内容等
1	令和3年度管内事業所等用地・管理担当課長等会議	R3.7.19	管内事業(務)所の用地課長、管理課長、庶務課長、用地調整官、管理調整官及び局農村振興部用地課職員等	38	・「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス」DVD視聴
2	2021年度初任技術研修(後期)	R3.9.16	北陸・東海・近畿・中四国農政局の職員で、入省初年度の一般採用の農業土木系職員	29	・「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス」DVD視聴
3	令和3年度発注者綱紀保持規程等に関する講習会	R3.10.11	各部室主管課の総務担当課長補佐、各県拠点の主任農政推進官(管理)、各事業(務)所の庶務課長等	45	・研修用資料「独占禁止法と官製談合防止法について」により説明 ・研修用資料「農林水産省発注者綱紀保持対策について」により説明
4	令和3年度管内機関庶務事務担当者会議	R3.10.21	管内事業(務)所の庶務担当係長等、各県拠点の総務担当官、局内各部の庶務関係担当係長等	64	・研修用資料「農林水産省発注者綱紀保持対策について」により説明
5	令和3年度管内事業所等用地・管理担当者会議	R3.11.25	管内事業(務)所の用地及び管理担当係長・係員、局農村振興部用地課職員等	34	・「入札談合等関与行為防止法(官製談合防止法)」DVD視聴
6	令和3年度会計実務初任者説明会	R4.1.21 (資料配布)	管内事業(務)所、各県拠点に在籍する入省4年目以下の事務系職員	27	・研修用資料「独占禁止法と官製談合防止法について」、「農林水産省発注者綱紀保持対策について」を配布
7	令和3年度次長・工事課長等会議(第2回)	開催中止	管内事業(務)所の技術次長、工事等担当課長及び局農村振興部各課課長補佐等	—	—
8	令和3年度管内事業所等専門官・設計係長等会議	開催中止	管内事業(務)所の技術専門官、設計及び工事担当係長、係員、局農村振興部職員等	—	—
9	情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修	R4.3.4	農業農村整備事業に携わる全ての発注担当職員(事務系職員を含む本局担当者、事業(務)所の全ての職員)、退職予定職員及び農業土木系職員等	342	・局内講師による、発注者綱紀保持、官製談合等の防止、国家公務員倫理、再就職等規制、情報管理の徹底及びロールプレイ

## 発注者綱紀保持eラーニング研修の実施

実施時期	実施人数(人)	備考
令和3年11月15日(月)～12月24日(金)	989(修了率100%)	発注者綱紀保持eラーニング研修を実施

(2) 競争参加有資格者等への周知状況

- ①ホームページへの掲載  
[事業者の皆様へ] と題し、発注者綱紀保持対策の概要を記載した文書を掲載 (継続)
- ②本局及び事業(務)所の発注担当窓口における掲示  
①と同様の内容を記載した文書を、各発注窓口の入り口に掲示 (継続)
- ③調達情報メールマガジンへの記載  
発注者綱紀保持対策を実施している旨を、調達情報メールマガジンに記載 (継続)

(3) その他、職員への周知状況

本局、事業(務)所及び県拠点の執務室内における掲示 (継続)  
「私たちは、農林水産省発注者綱紀保持規程を遵守します。」

## 令和4年度 北陸農政局発注者綱紀保持対策等の実施方針について

発注者綱紀保持のための対策について、以下のとおり実施する。

### 1 目的

発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な確保を図る。

### 2 職員を対象とする講習等の実施方針

#### (1) 対象者

本局、県域拠点及び事業（務）所の管理監督者及び発注担当職員を主な対象とするが、発注担当職員以外の職員は発注者綱紀保持規程上第三者と位置づけられ、発注担当職員への不当な働きかけを禁止されていることに鑑み、全職員を対象とする。

#### (2) 講習会等の開催方針

①各種会議等を活用した発注者綱紀保持講習の開催

②発注者綱紀保持マニュアル等を北陸農政局掲示板に掲載し、継続的に周知を図る

③「私たちは、農林水産省発注者綱紀保持規程を遵守します。」を執務室内に掲示

### 3 競争参加有資格者等への周知方針

令和3年度に引き続き、下記の対策を実施する。

#### (1) 北陸農政局ホームページへの掲載

①発注者綱紀保持対策の概要を記載した「事業者の皆様へ」の掲載

②農林水産省発注者綱紀保持規程の掲載

#### (2) 本局及び事業（務）所の発注担当窓口における掲示

発注者綱紀保持規程に基づき、執務室への自由な出入りを制限していること等を記載した文書の掲示。

#### (3) 調達情報メールマガジンへの記載

発注者綱紀保持対策を実施している旨を、調達情報メールマガジンに記載する。